

野辺地町犯罪被害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野辺地町犯罪被害者等支援条例（令和7年野辺地町条例第21号）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条若しくは第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為又は性犯罪を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。ただし、警察署に被害届が提出されているものに限る。
- (3) 重傷病 療養に1月以上の期間を要する身体上の負傷又は疾病をいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していた者をいう。
- (5) 配偶者 犯罪被害者と婚姻関係にある者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「事実上の婚姻関係にある者」という。）を含む。）をいう。

(6) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した場合において、犯罪被害者の死亡時に次のいずれかに該当する者であって、犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していた者をいう。

ア 配偶者

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(7) 生計維持関係遺族 前号イに掲げる者をいう。

(見舞金の額)

第3条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 一の犯罪被害の事案につき 30万円

(2) 重傷病見舞金 一の犯罪被害の事案につき 10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として、当該犯罪被害者の遺族に支給するものとする。

(見舞金の支給対象者)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 遺族

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪被害を受けた時から継続して町内に住所又は居所を有している者

(支給の順位等)

第5条 遺族見舞金の支給の順位は、第2条第6号アからウまでに掲げる順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該イ及びウに掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、遺族間での協議の成立、婚姻関係又は親族関係の破綻その他特別の事情があると町長が認める場合は、この順位又は順序の限りでない。

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた時にあっては第2条第6号イの子と、その他のときにあっては同号ウの子とみなす。

3 遺族見舞金の支給において、支給の対象となる同順位の遺族が2人以上あるときは、その全額をそのうちの1人に支給することができるものとし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給の対象となる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給の対象となる遺族としない。遺族見舞金の支給の対象となる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(支給の申請)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、町長に申請しなければならない。

（1） 遺族見舞金 野辺地町犯罪被害遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたことが証明できる書類

イ 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検査書その他犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書（申請者が犯罪被害者と事実上の婚姻関係にある者である場合は、それを証明する書類）

エ 犯罪被害時に犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類（申請者が生計維持関係遺族である場合に限る。）

(2) 重傷病見舞金 野辺地町犯罪被害重傷病見舞金支給申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたことが証明できる書類

イ 犯罪被害者の負傷の状態及び療養に係る日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の証明書

2 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 町長は、第1項各号に掲げる書類により証明を受けるべき事実を町が保有する公簿等によって確認することができる場合において、その閲覧についての申請者の同意を得たときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 見舞金の支給を申請すべき者が未成年である場合又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わって代理人が申請手続をすることができる。

5 見舞金の支給の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、野辺地町犯罪被害見舞金支給審査結果通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（支給の制限）

第8条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合に見舞金を支給しないことができる。

（1） 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪被害につき、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けている場合

（2） 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合及び犯罪被害者と加害者との間の親族関係にあっては、加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行ったと認められる場合については、この限りでない。

（3） 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪行為を教唆し、帮助し、若しくは過度の暴行、脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為を行い、又は当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪行為につき責めに帰すべき行為を行った場合

（4） 犯罪被害者又は第1順位遺族が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合

（5） 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が当該犯罪行為を容認していたこと又は犯罪被害者若しくは遺族と加害者との間の親族関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合

(見舞金の請求)

第9条 第7条の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）の通知を受けた者は、野辺地町犯罪被害見舞金請求書（様式第4号）を町長に提出して見舞金の請求を行うものとする。

(支給決定の取消し等)

第10条 町長は、第7条の規定により見舞金の支給決定を受けた者が、偽りその他不正な申請であること又は第8条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該決定を取り消すことができる。この場合、既に支給された見舞金については返還を求めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年9月17日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

野辺地町犯罪被害遺族見舞金支給申請書

年 月 日

野辺地町長 宛

(申請者) 住 所

氏 名

被害者との続柄

電話番号

以下により、遺族見舞金の支給を申請します。

被 害 者	(フリガナ) 氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	住所	野辺地町	
被害の発生を知った日	年 月 日		
被 告 発 生 日	年 月 日		
被 告 届 等 受 理 日	年 月 日 () 警察署 受理番号 ()		
被害者に係る重傷病見舞金支給申請の有無			有・無
他の第一 順位遺族	氏名	被害者との続柄	住所
備考			

見舞金支給事務において必要な事項について、町の保有する公簿、他の支援の申請で提出した書類等により内容を確認すること及び関係機関へ照会することに同意します。

氏名 _____

備考

- 1 氏名（※）が申請者本人の自署によらない場合は、記名押印してください。
- 2 代理申請の場合は、代理人と申請者との続柄を証明することができる書類を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

野辺地町犯罪被害重傷病見舞金支給申請書

年　月　日

野辺地町長 宛

(申請者) 住 所

氏 名 (※)

被害者との続柄

電話番号

以下により、重傷病見舞金の支給を申請します。

被 害 者	(フリガナ) 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	野辺地町
被害の発生を知った日	年 月 日	
被 害 発 生 日	年 月 日	
被 害 届 受 理 日 等	年 月 日 () 警察署 受理番号 ()	
負 傷 の 状 態	別紙診断書のとおり	

見舞金支給事務において必要な事項について、町の保有する公簿、他の支援の申請で提出した書類等により内容を確認すること及び関係機関へ照会することに同意します。

氏名

備考

- 1 氏名(※)が申請者本人の自署によらない場合は、記名押印してください。
- 2 代理申請の場合は、代理人と申請者との続柄を証明することができる書類を添付してください。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

野辺地町長

野辺地町犯罪被害見舞金支給審査結果通知書

遺族見舞金

年 月 日付で申請がありました につきましては、下記のとおり
重傷病見舞金
決定しましたので、通知します。

記

- | | | |
|-------------------------------|-----|---|
| 1 見舞金の支給を決定します。 | 支給額 | 円 |
| 2 次の理由により見舞金を支給できません。
(理由) | | |

様式第4号（第9条関係）

野辺地町犯罪被害見舞金請求書

年　月　日

野辺地町長 宛

(申請者) 住 所
氏 名 (※)

遺族見舞金

以下により、
を請求します。

重傷病見舞金

見舞金支給審査決定通知書の番号		第 号
支給決定日		年 月 日
種 類		遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金
請求金額		円
見 舞 金 振 込 先	金融機関・支店名	
	口座種別・口座番号	普通 ・ 当座 口座番号
	口座名義人	(フリガナ)

備考 氏名(※)が申請者本人の自署によらない場合は、記名押印してください。